

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 における捕獲確認マニュアル

（ 栃 木 県 版 ）

令和6(2024)年4月

栃木県環境森林部自然環境課

1 趣旨

栃木県内の各事業実施主体が実施する鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の確認方法については、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）」に定めるもののほか、このマニュアルに定めるところによる。

なお、実施要領又はこのマニュアルのいずれにも定めのない事項については、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル（令和元年8月9日付け元農振第1290号農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策農村環境課長通知）」に定めるところによる。

2 捕獲確認の方法（基本事項）

(1) 確認方法

捕獲確認は、次の①～③のいずれかの方法により行うものとする。なお、捕獲個体を直接確認する「①現地確認」又は「②搬入確認」を基本とし、これによることが困難な場合に「③書類確認」を行うものとする。

① 現地確認

捕獲現場等に直接赴き、捕獲個体を確認する。

② 搬入確認

捕獲従事者が処理加工施設（食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設とし、減容化のための施設を含む。）へ搬入した捕獲個体を、当該施設で確認する。

③ 書類確認

捕獲従事者から提出された証拠書類、証拠物等により確認する。

(2) 確認者

捕獲確認を行うことができる者は、以下のとおりとする。ただし、確認者が自ら捕獲した個体については、必ず他の確認者が捕獲確認を行うものとする。

① 市町職員（非常勤職員を含む）

② 市町長が認めた処理加工施設の職員（搬入確認に限る）

(3) 確認書の作成

(1)の①～③のいずれの方法による場合も、捕獲確認を行った確認者は、別紙の様式を参考に確認書を作成するものとする。

3 成獣・幼獣の判別基準

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、原則として次の基準を満たす場合に成獣と判断する。

(1) イノシシ

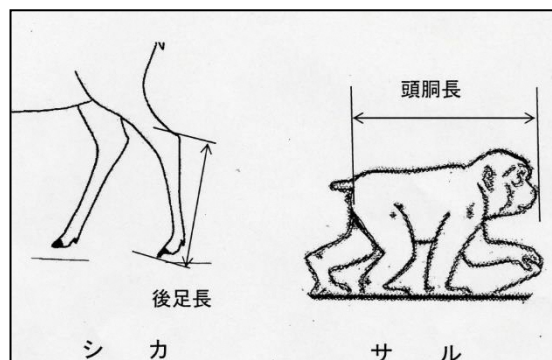
うり坊（体に縞模様があるもの）以外のもの

(2) ニホンジカ

「後足長 35 cm以上」又は「体重 20 kg以上」

(3) ニホンザル

「頭胴長 40 cm以上」又は「体重 5 kg以上」



4 現地確認による捕獲確認方法

捕獲現場等において、以下の手順により確認するものとする。

- (1) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」第 9 条第 7 項の許可証（以下「許可証」という。）又は同条第 8 項の従事者証（以下「従事者証」という。）により、有害鳥獣捕獲であることを確認する。
- (2) 捕獲個体のマーキングや尾の有無等により、個体が流用されていないことを確認するとともに、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの場合は、成獣・幼獣を判別する。
- (3) 捕獲個体の写真を撮影する。

なお、写真は原則として次の①及び②のとおり撮影するものとする。ただし、一箇所で多数の個体が捕獲された場合など、これによることが困難な場合はこの限りでない。

① 捕獲個体を、撮影者から見て足を下向き、頭部を右向きとし、ニホンジカ、ニホンザルについては、成獣・幼獣を判別するための計測部分に計測器を当てた状態とする。

② 次表のとおり近景及び遠景の 2 枚を撮影する。

鳥獣の種類	撮影内容	
	1 枚目（近景）	2 枚目（遠景）
イノシシ	捕獲個体全体を大きく撮影。縞模様の有無が判別できるようにする。	捕獲現場等の背景及び捕獲個体全体が写るよう撮影。
ニホンジカ ニホンザル	捕獲個体全体を大きく撮影。成獣・幼獣を判別するための計測部分及び計測器の目盛が確認できるようにする。	
その他の獣類 鳥類	捕獲個体全体を大きく撮影。	

- (4) 捕獲個体等の流用を防止するため、「尾」（鳥類にあつては「両脚」）を回収し、市町が確実に処分する（イノシシにおいては、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」の回収とする）。

5 搬入確認による捕獲確認方法

処理加工施設において、以下の手順により確認するものとする。

- (1) 許可証又は従事者証により、有害鳥獣捕獲であることを確認する。
- (2) 捕獲個体のマーキングや尾の有無等により、個体が流用されていないことを確認するとともに、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの場合は、成獣・幼獣を判別する。
- (3) 捕獲個体の写真を撮影する。

なお、写真は原則として次の①及び②のとおり撮影するものとする。ただし、同時に多数の個体が搬入された場合など、これによることが困難な場合はこの限りでない。

① 捕獲個体を、撮影者から見て足を下向き、頭部を右向きとし、ニホンジカ、ニホンザルについては、成獣・幼獣を判別するための計測部分に計測器を当てた状態とする。

② 次表のとおり近景 1 枚を撮影する。

鳥獣の種類	撮影内容（近景）
イノシシ	捕獲個体全体を大きく撮影。縞模様の有無が判別できるようにする。
ニホンジカ ニホンザル	捕獲個体全体を大きく撮影。成獣・幼獣を判別するための計測部分及び計測器の目盛が確認できるようにする。
その他の獣類 鳥類	捕獲個体全体を大きく撮影。

6 書類確認による捕獲確認方法①（確認に必要な証拠写真・証拠物）

本事業の補助対象であることの確認や成獣・幼獣の判別を確実にを行うため、捕獲従事者から次のとおり証拠写真（専用アプリ等による電磁的記録での提出も可）及び証拠物の提出を受けるものとする。

(1) 証拠写真

① 提出枚数及び撮影内容

捕獲個体の近景1枚及び遠景2枚とし、撮影内容は次表のとおりとする。なお、近景又は遠景で撮影する内容を1枚に写すことが困難な場合には、必要に応じて撮影枚数を追加して提出するものとする。

鳥獣の種類	撮影内容		
	1枚目（近景）	2枚目（遠景）	3枚目（遠景）
イノシシ	標示板を添えて捕獲個体全体を大きく撮影したもので、縞模様の有無が判別できるもの。	捕獲現場等の背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が全て写っているもの。	捕獲現場等の背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が写っており、捕獲個体の記入部分に更に横線をマーキングした状態のもの。また、「尾」の提出を省略する場合には、「尾」にマーキングした状態のもの。
ニホンジカ ニホンザル	標示板を添えて捕獲個体全体を大きく撮影したもので、成獣・幼獣を判別するための計測部分及び計測器の目盛が確認できるもの。	捕獲現場等の背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板、成獣・幼獣の判別部分に当てた計測器が全て写っているもの。	捕獲現場等の背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板、計測器が写っており、捕獲個体の記入部分に更に横線をマーキングした状態のもの。
その他の獣類 鳥類	標示板を添えて捕獲個体全体を大きく撮影したもの。	捕獲現場等の背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が全て写っているもの。	捕獲現場等の背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が写っており、捕獲個体の記入部分に更に横線をマーキングした状態のもの。

② 撮影手順

以下の(ア)～(エ)の手順により、原則として捕獲現場において撮影するものとする。ただし、捕獲従事者の安全確保のため又は当日の天候、地形条件等により捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外で撮影できるものとする。

(ア) 捕獲個体、標示板等の設置

- ・ 捕獲個体を、撮影者から見て足が下向き、頭部が右向きとなるように置き、右横腹が見える状態にする。
- ・ 捕獲従事者氏名、捕獲年月日、捕獲場所（住所（少なくとも大字まで記載）又は鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号）を記載した標示板（ホワイトボード、黒板、紙等）を捕獲個体の付近に設置。
- ・ ニホンジカ、ニホンザルにあつては、成獣・幼獣を判別するための計測部分に計測器を当てた状態とする。

(イ) 近景写真の撮影

- ・ (ア)で設置した標示板を捕獲個体にかからないように添え、捕獲個体全体を大きく写した近景写真を1枚撮影する。

- ・ イノシシにあつては縞模様の有無、ニホンジカ、ニホンザルにあつては成獣・幼獣を判別するための計測部分及び計測器の目盛が確認できるようにする。

(ウ) 捕獲個体へのマーキング

- ・ 捕獲個体の右側面に油性ペンキ、スプレー等で捕獲月日を記入する（捕獲日が10月1日の場合は「10. 1」と記入）。
 なお、イノシシ、シカ、ニホンザルの幼獣、その他の獣類、鳥類の場合は「×」を記入する。

(エ) 遠景写真の撮影

- ・ 捕獲現場等の背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板、計測器（ニホンジカ、ニホンザルの場合）が全て写った遠景写真を1枚撮影する。

(オ) 虚偽申請の未然防止対策（遠景写真の撮影）

- ・ 捕獲個体に捕獲日を記入して撮影した後、捕獲個体、計測器等を移動させずに、記入部分に更に横線をマーキングして捕獲従事者が写った遠景写真を撮影する。
- ・ イノシシにおいては、豚熱に感染した個体が県内で確認されていることから、「尾」の提出を省略できるものとする。なお、「尾」の提出を省略する場合は、更に「尾」にマーキングして撮影する。

③ 複数頭（羽）を捕獲した場合の撮影方法

同一の場所で同時に複数頭（羽）を捕獲した場合は、個体同士が重ならない程度の間隔を空けて全ての捕獲個体を一箇所に並べた上で、次のとおり近景及び遠景写真を撮影する。

(ア) 近景写真

- ・ イノシシ、その他の獣類、鳥類については、全頭（羽）の個体全体が1枚に写るよう撮影する。ただし、頭（羽）数が多い場合など、各個体を特定できる程度（イノシシについては縞模様の有無を判別できる程度）の大きさで全頭（羽）を1枚に写すことが困難な場合は、複数枚に分けて撮影する。
- ・ ニホンジカ、ニホンザルについては、原則として1頭ごとに分けて撮影する。

(イ) 遠景写真

- ・ 鳥獣の種類にかかわらず、全頭（羽）の個体全体が1枚に写るよう撮影する。
 ただし、頭（羽）数が多い場合など、当該写真では各個体を識別できない（数を確認できない）場合や、捕獲従事者の顔及び標示板の記載内容を確認できない場合には、当該写真に加えて、個体数、捕獲従事者、標示板の記載内容が確認できるよう複数枚に分けた写真を別途撮影する。

④ 遠景写真で捕獲従事者を撮影できない場合の撮影方法

証拠写真を捕獲従事者本人が1名で撮影する場合で、かつ自動撮影機能等により自らを撮影することができないなど、遠景写真に捕獲従事者を写すことができない場合は、近景写真において、捕獲個体に許可証又は従事者証（以下「許可証等」という。）を添えて撮影するとともに、許可証等をアップにして標示板全体及び捕獲個体の一部が併せて写るよう撮影した写真1枚を追加して提出する。

⑤ 写真への日付の印字

証拠写真には、日付を印字するよう努めるものとする。

(2) 証拠物

捕獲個体から切断した次の部位とし、(1)の証拠写真の撮影後に切断するものとする。

- ① 獣類にあつては、原則として「尾」とする。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「両耳」を証拠物とすることができる。

イノシシにおいては、豚熱に感染した個体が県内で確認されていることから、「尾」の提出を省略できるものとする。なお、「尾」の提出を省略する場合には、上記(1)により「尾」にマーキングした証拠写真で確認するものとする。

- ② 鳥類にあつては、原則として「両脚」とする。

7 書類確認による捕獲確認方法②（確認時の留意点）

(1) 補助対象であることの確認

捕獲従事者から提出された証拠写真（専用アプリ等による電磁的記録での提出も可）及び証拠物を基に、捕獲個体のマーキングや尾の有無等により個体が流用されていないことを確認するほか、捕獲従事者、捕獲した鳥獣の種類、捕獲日、捕獲場所等を有害鳥獣捕獲許可の内容と照合するなど、本事業の補助対象であることを十分に確認するものとする。

(2) 成獣・幼獣の判別

証拠写真において、判別部分（イノシシの体毛、ニホンジカ・ニホンザルの計測器の目盛等）が汚損している場合や、画像が不鮮明な場合など、成獣・幼獣を明確に判別できない場合は、当該個体を幼獣とみなすものとする。ただし、体長等から明らかに成獣であると判別できる場合はこの限りでない。

(3) 証拠写真の保管方法

市町が保管する際は、専用アプリ等により提出された電磁的記録のみの保管も可とする。

(4) 証拠物の処分

提出された証拠物は、市町が回収し、確実に処分を行うものとする。

(5) 捕獲確認の時期

捕獲確認は、捕獲日から1か月以内に行うよう努めるものとし、捕獲従事者に対し、証拠写真及び証拠物の早期提出を指導するものとする。なお、前年度の捕獲分については、原則として5月末までに捕獲確認するものとする。

(6) チェック体制

捕獲従事者から提出された証拠写真及び証拠物の確認は、2名以上の確認者で行うことを基本とし、これによることが困難な場合には、決裁等により2名以上での確認を行うものとする。

8 適用日

このマニュアルは、令和2(2020)年1月1日以降に捕獲された個体の捕獲確認について適用する。

(別紙)

*確認書類受付日	令和 年 月 日	
**支払確認月日	令和 年 月 日	
所 属	氏 名	確認欄

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕獲従事者 氏 名	獣種名	捕獲 方法	雌雄 区分	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等・ 位置情報)	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属・氏名
記載例) 〇〇 〇〇	イノシシ	箱わな	雄	成獣	1	R〇. 〇. 〇	〇〇市〇〇	現地確認 尾・回収	—	〇〇市役所 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	シカ	くくり わな	雌	成獣	1	R〇. 〇. 〇	〇〇市〇〇	搬入確認	食肉	〇〇処理加工施設 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	イノシシ	銃	雌	幼獣	3	R〇. 〇. 〇	〇〇市〇〇	現地確認尾 ・着色	焼却	〇〇処理加工施設 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	イノシシ	くくり わな	雄	成獣	2	R〇. 〇. 〇	〇〇市〇〇	書類確認 尾・回収	—	〇〇市役所 〇〇 〇〇

*確認書類受付日は、確認書の提出を受けた日とする。

**支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又はGPS データ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」又は「書類確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したのかのいずれかを記載する。

6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

7：書類確認の場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付する。

参考① 書類確認における証拠写真の例（イノシシ）

① 近景写真

標示板を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。



近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

縞模様の有無が確認できるように撮影。

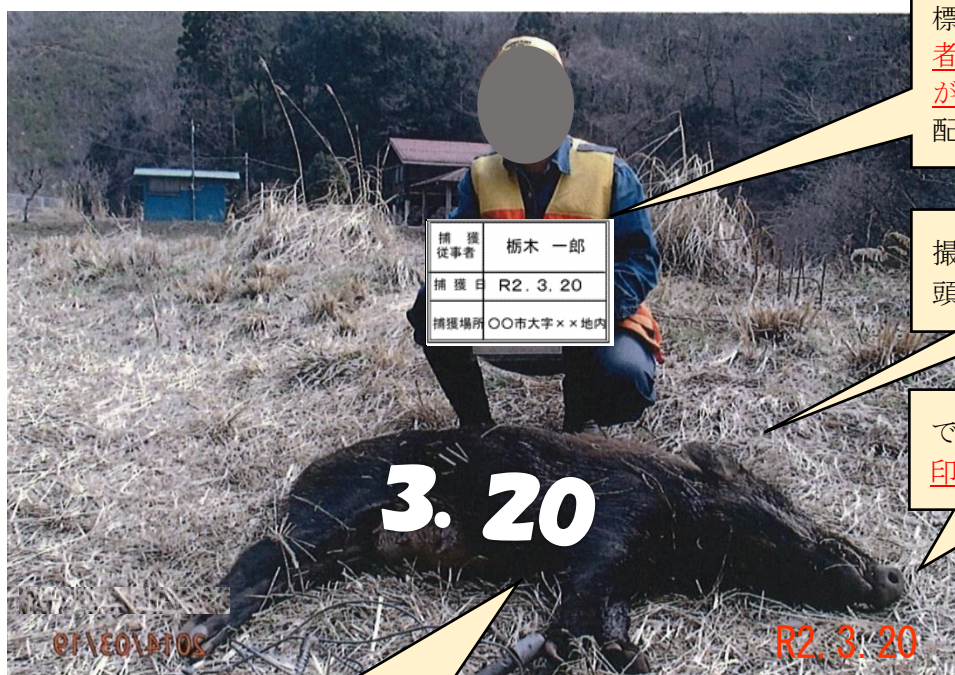
撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

標示板は、個体にかからないように添える。

② 遠景写真

背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が全て写るように撮影。



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。
※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

マーキングした遠景写真を撮影した後

③ 捕獲個体の流用防止写真

「尾」の提出を省略する場合は、「尾」にスプレー等でマーキングして撮影する。

捕獲従事者	栃木 一郎
捕獲日	H30. 3. 20
捕獲場所	〇〇市大字 × × 地内

捕獲個体は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。



流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

注意

豚熱感染確認区域^(※)で捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚熱感染確認区域外に持ち出さないでください

※豚熱感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域を指します。

参考② 書類確認における証拠写真の例（ニホンジカ）

後足部分に計測器を当て、標示板を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。

① 近景写真



近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ目付を印字する。

計測器の目盛が確認できるように撮影。

標示板は、個体にかからないように添える。

背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板、後足部分に当てた計測器が全て写るように撮影。

② 遠景写真



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ目付を印字する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。

※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

マーキングした遠景写真を撮影した後に撮影。

③ 捕獲個体の流用防止写真



捕獲個体、計器類は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

参考③

書類確認における証拠写真の例（ニホンザル）

① 近景写真

頭胴部分に計測器を当て、標示板を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。



計測器の目盛が確認できるように撮影。

撮影者から見て頭は右向き。

標示板は、個体にかからないように添える。

できるだけ日付を印字する。

近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

② 遠景写真

背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板、後足部分に当てた計測器が全て写るように撮影。



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

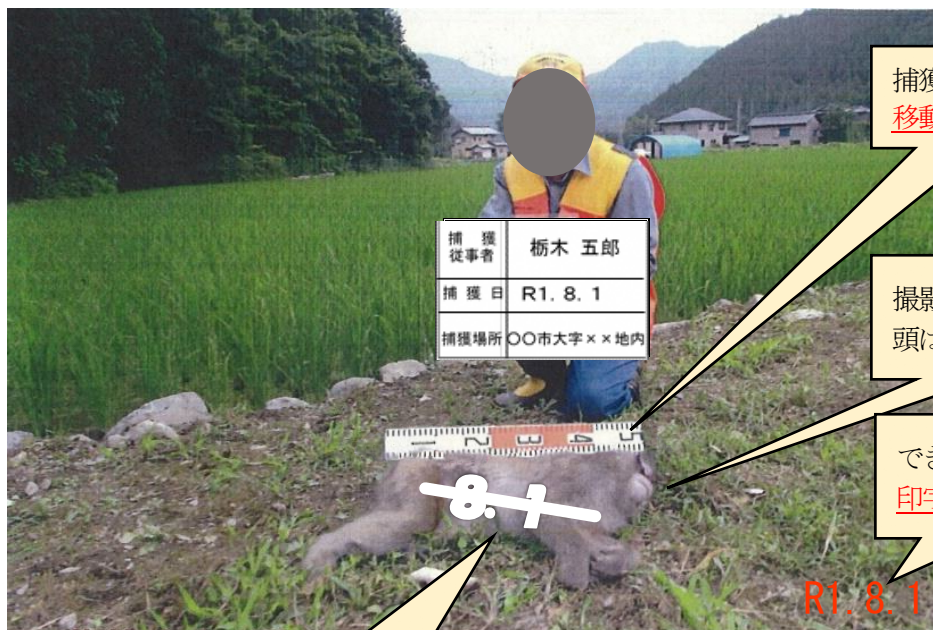
撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。
※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

マーキングした遠景写真を撮影した後に撮影。

③ 捕獲個体の流用防止写真



捕獲個体、計器類は
移動させない。

撮影者から見て
頭は右向き。

できるだけ日付を
印字する。

流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

参考④ 書類確認における証拠写真の例（ハクビシン）

標示板を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。

① 近景写真



近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に×印する前）に撮影。

撮影者から見て頭は右向き。

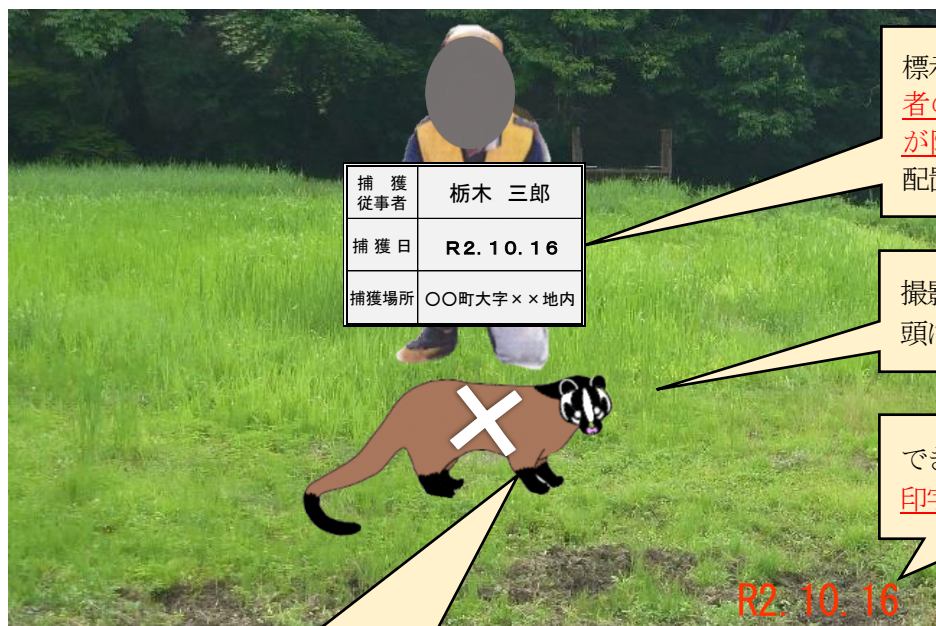
できるだけ日付を印字する。

捕獲従事者	栃木 三郎
捕獲日	R2. 10. 16
捕獲場所	〇〇町大字××地内

標示板は、個体にかからないように添える。

背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が全て写るように撮影。

② 遠景写真



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

捕獲従事者	栃木 三郎
捕獲日	R2. 10. 16
捕獲場所	〇〇町大字××地内

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に×印を記入した後）に撮影。

マーキングした遠景写真を撮影した後に撮影。

③ 捕獲個体の流用防止写真



捕獲個体は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に×印を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

参考⑤

書類確認における証拠写真の例（複数頭のイノシシを捕獲した場合）

個体が重ならないよう全ての捕獲個体を並べ、標示板を添えて、全頭の個体全体を大きく撮影。

① 近景写真



標示板は、個体にかからないように添える。

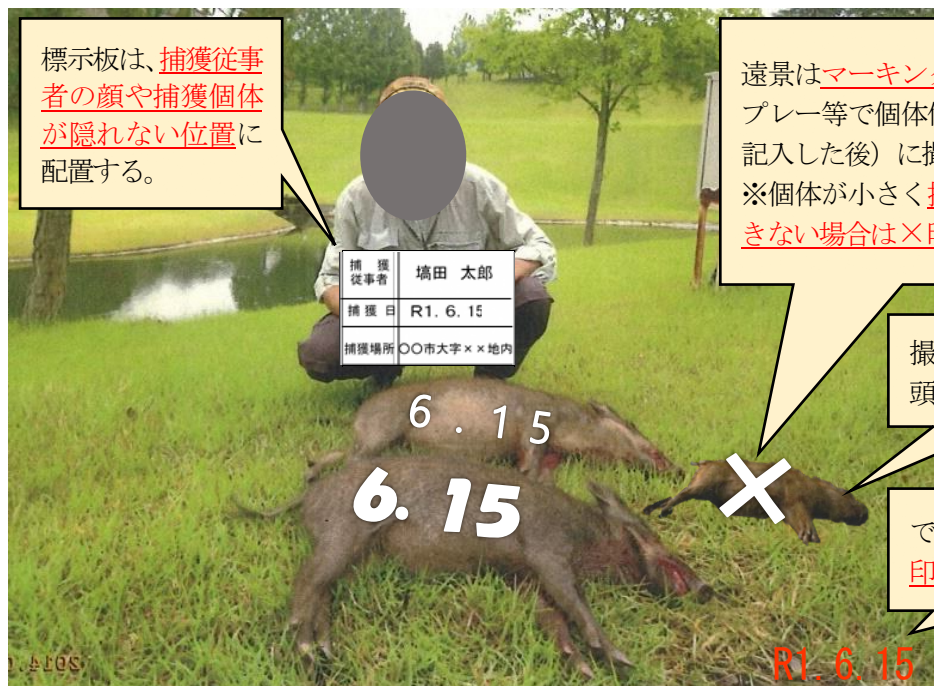
撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

背景、全頭の捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が全て写るように撮影。

② 遠景写真



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。
※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

マーキングした遠景写真を撮影した後

③ 捕獲個体の流用防止写真

「尾」の提出を省略する場合は、「尾」にスプレー等でマーキングして撮影する。

標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

捕獲個体は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

捕獲従事者	埴田 太郎
捕獲日	H29. 6. 15
捕獲場所	〇〇町大字××地内

流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

注意

豚熱感染確認区域^(※)で捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚熱感染確認区域外に持ち出さないでください。

※豚熱感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域を指します。

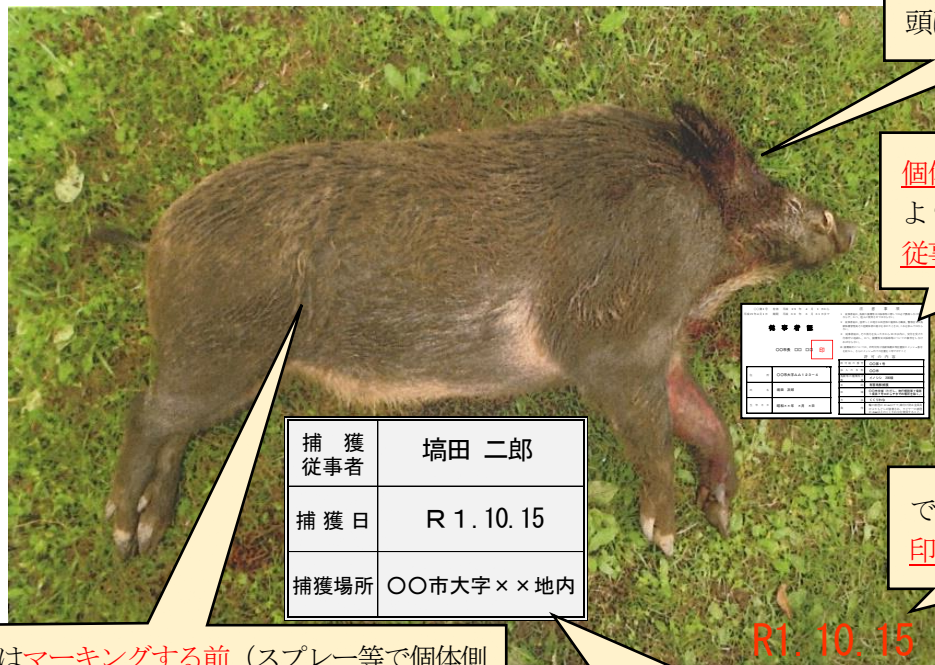
参考⑥

書類確認における証拠写真の例（イノシシ）

※捕獲従事者本人を撮影できない場合（写真4枚の撮影が必要）

標示板、許可証又は従事者証を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。

① 近景写真



近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

縞模様の有無が確認できるように撮影。

標示板は、個体にかからないように添える。

背景、捕獲個体全体、標示板が全て写るように撮影。

② 遠景写真



遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。

※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

できるだけ日付を印字する。

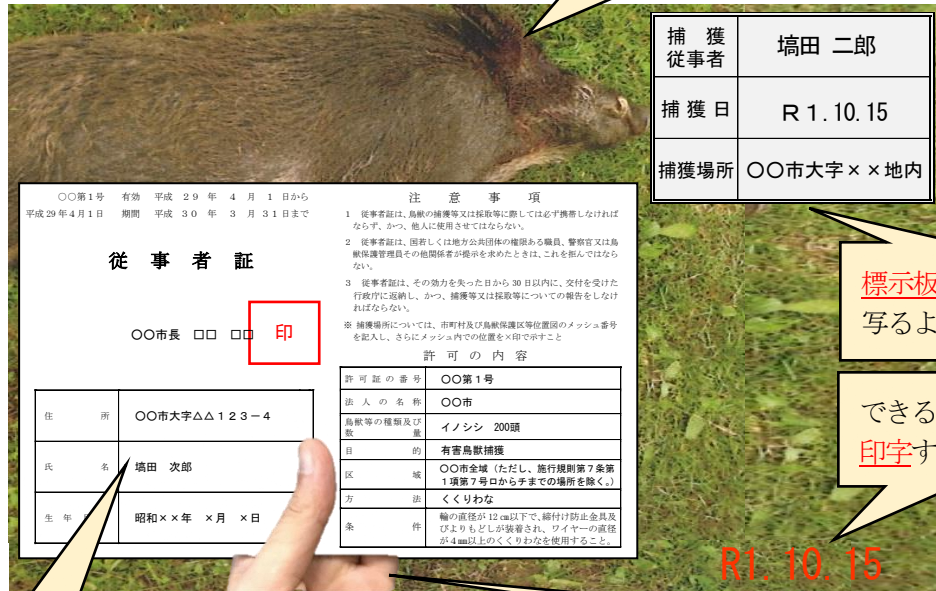
次の2つの方法を参考に、許可証又は従事者証をアップにして、標示板、捕獲個体の一部が併せて写る写真をいずれか1枚撮影。

捕獲個体の一部が写るように撮影（マーキングの前後どちらでも可）。

近景写真、遠景写真と照合しやすい部分（頭部など）が写ることが望ましい。

（従事者証を片手に持って撮影する方法）

③ 許可証又は従事者証のアップ写真



標示板の全体が写るように撮影。

できるだけ日付を印字する。

従事者証は、少なくとも氏名が読み取れるように撮影。

撮影者（捕獲従事者本人）の手

捕獲個体の一部が写るように撮影（マーキングの前後どちらでも可）。

近景写真、遠景写真と照合しやすい部分（頭部など）が写ることが望ましい。

（従事者証を個体の側に置いて撮影する方法）



標示板の全体が写るように撮影。

できるだけ日付を印字する。

従事者証は、少なくとも氏名が読み取れるように撮影。

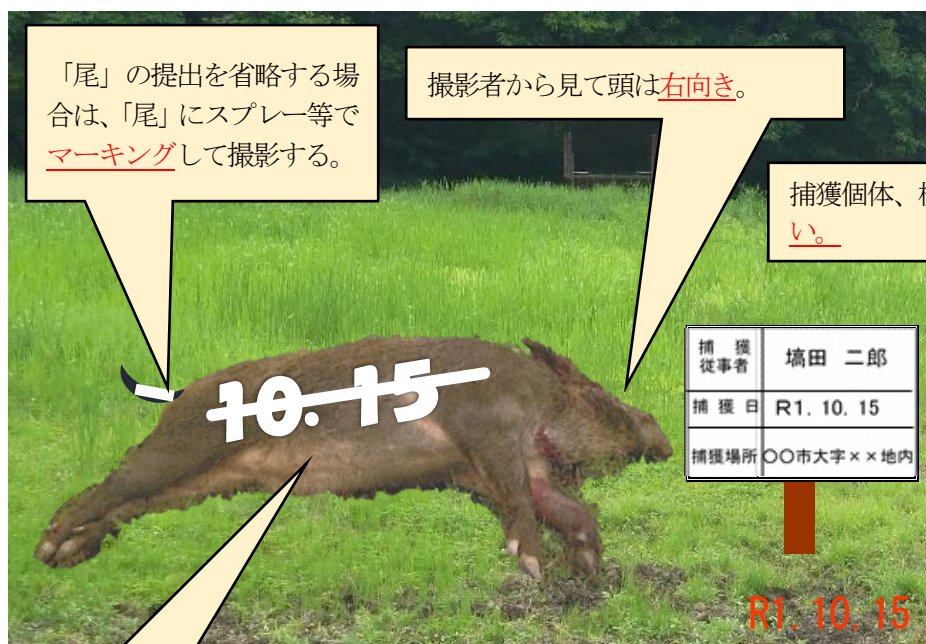
マーキングした遠景写真を撮影した後

④ 捕獲個体の流用防止写真

「尾」の提出を省略する場合は、「尾」にスプレー等でマーキングして撮影する。

撮影者から見て頭は右向き。

捕獲個体、標示版は移動させない。



流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

できるだけ日付を印字する。

注意

豚熱感染確認区域^(※)で捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚熱感染確認区域外に持ち出さないでください。

※豚熱感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域を指します。